令和８年度
岡山市西消防署高松出張所・高松地域センター
外壁ほか改修工事

図面リスト		
Ｎｏ	図　面　名　称	縮尺
Ａ－　00	表紙・図面リスト・付近見取図	1/2500
01	建築改修工事特記仕様書１	N/S
02	建築改修工事特記仕様書２	N/S
03	建築改修工事特記仕様書３	N/S
04	配置図兼仮設計画図（参考）	1/100
05	１・２階平面図	1/100
06	３・Ｒ階平面図	1/100
07	立面図	1/100
08	断面図	1/50

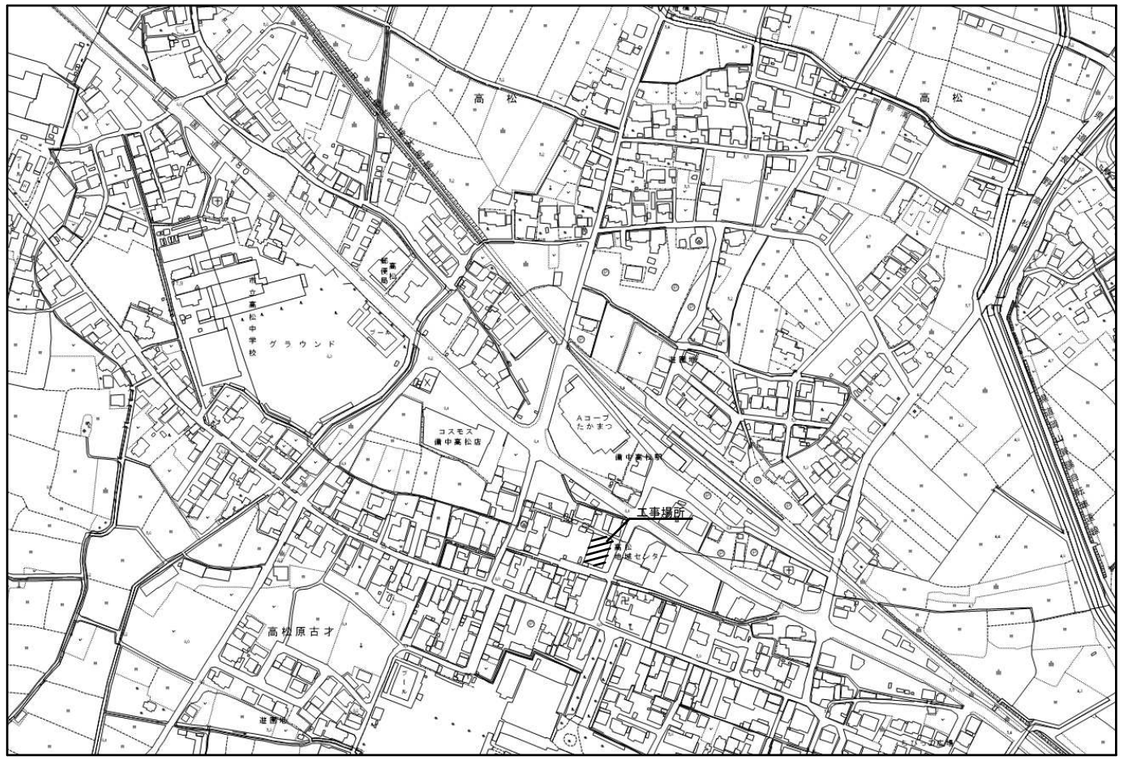
N
高松
高松
高松

岡山市建築改修工事特記仕様書

Ⅰ．工事概要

工事名称	岡山市西消防署高松出張所・高松地域センター外壁ほか改修工事				
工事場所	岡山市北区高松原古才２４７番地				
敷地面積	1,247.55 ㎡				
棟名称／構造	本館				
施工条件	・無人改修 ○有人改修	・無人改修 ・有人改修	・無人改修 ・有人改修	・無人改修 ・有人改修	
床面積(㎡) 階					
3 階	147.53 ㎡				
2 階	354.06 ㎡				
1 階	352.80 ㎡				
階					
小計	854.39 ㎡				
合計	854.39 ㎡				

建築面積(㎡)			
消防法施行令別表第一区分	（１５）項　事務所		
建蔽率（指定率）	80	容積率（指定率）	200
用途地域	近隣商業地域	防火地域	・防火地域 ○準防火地域 ・指定なし

工事範囲	・建築主体工事	別途工事	

Ⅱ．建築改修工事仕様

１．共通仕様

（１）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和７年版）」（以下「改修標準仕様書」という。）による。図面、本特記仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編（令和７年版）」（以下、「標準仕様書」という。）又は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）」による。

（２）「岡山市内の建築物等における県産材等の利用促進に関する方針」に基づき、コスト等を勘案の上、県産材等の利用に努めること。

２．特記仕様

（１）項目は番号に○印のついたものを適用する

（２）特記事項は○印のついたものを適用する
○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する　　○印と※印のついた場合は共に適用する

（３）項目に記載［　　］の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（　　）の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（４）Ｇ印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達物品等を示す。

（５）関係法令（条例を含む）の改正等により、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議すること。

（６）材料及び製造所等の記載は順不同である。

（７）「監督職員」は「監督員」と読み替える。

章		項目	特記事項
1 一般共通事項	1	適用基準等	※建築工事標準詳細図（令和４年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部整修 （以下「標準詳細図」という） ※営繕工事写真撮影要領（令和５年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部整修
	2	工事実績情報の作成・登録について [1. 1. 4]	登録対象は、工事請負金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。 なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申登録するものとする。
	2	電気保安技術者 [1. 3. 3]	配置する
	3	施工条件 [1. 3. 5]	・施工時間帯　※指定なし　・指定あり（　　） ・施工ができない日等　※指定なし　・指定あり（別添「学校行事に伴う施工ができない日等（予定）」に基づき監督職員と協議するものとする） ・部位別の施工順序　※指定なし　・指定あり（・図示　・　　） ・工事車両の駐車場所　（※図示　・　　） ・資機材置場　（※図示　・　　） ・建設発生土仮置場　（※図示　・　　） ※週休２日工事について ・本工事は、週休２日工事の対象である。週休２日工事特記仕様書を参照すること。 ・本工事は、週休２日工事の対象外である。
	4	工事安全計画書 [1. 3. 7]	建築工事安全施工技術指針及び建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）に基づき、工事の施工に先立ち工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を監督職員に提出する
	5	発生材の処理等 [1. 3. 12]	・引渡しを要するもの（　　） ・特別管理産業廃棄物（　　） 処理方法　（　　） ・現場において再利用を図るもの（　　） ・建発資源化を図るもの ・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材 ・せっこうボードの処理 ・石綿含有せっこうボード　９章による ・ひ素・カドミウム含有せっこうボード ・製造業者に回収委託 ・埋立処分（管理型最終処分場） 処分施設の名称　（　　） 所在地　（　　） ・石綿含有、ひ素・カドミウム含有以外のせっこうボード ・再生資源化（再資源化施設）　・最終処分（管理型最終処分場） 処分施設の名称　（　　） 所在地　（　　） ・ＰＣＢ含有シーリング材の処理 ・第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する 採取箇所数　計　箇所 採取箇所　※図示 ・第二次判定 専門分析機関にてＰＣＢ含有量の分析を行う 分析個数　計　箇所 ・除去処理工事 除去範囲　※図示
	6	環境への配慮 [1. 4. 1]	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の１）から４）を満たすものとする。 １）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ２）接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ３）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ４）１）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。 ホルムアルデヒド放散量　規制対象外に該当する建築材料 ①建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ホルムアルデヒド放散量　第三種に該当する建築材料 ①建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ②建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	7	材料の品質等 [1. 4. 2~5]	１）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 ２）本工事に使用する材料のうち、３）に指定する材料の製造業者等は、次の（１）～（６）の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 （１）品質及び性能に関する試験データが整備されているもの （２）生産施設及び品質の管理が適切に行われているもの （３）安定的な供給が可能であるもの （４）法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得しているもの （５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があるもの （６）販売、保守等の営業体制が整えられているもの。（なお、システムとして機能するものにあっては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられているもの） ３）製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型枠用鋼製デッキプレート	錠前類	煙突用成形ライニング材
鉄骨柱下無収縮モルタル	クローザ類	天井点検口
無収縮グラウト材	自動扉機構	床点検口
乾式保護材	自閉式上吊り引戸機構	グレーチング
重量シャッター	軽量シャッター	トップライト
既調合モルタル	オーバーヘッドドア	屋上緑化システム
ルーフドレン	防水剤	ポリマーセメントモルタル
吸水調整材	現場発泡断熱材	既調合目地材
可動間仕切	フリーアクセスフロア	錆鉄鋲ふた
移動間仕切	トイレブース	

8	特別な材料の工法	標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品等の指定工法によるものとする。	
9	石綿含有建材の事前調査 [1. 5. 1]	※石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、改修の作業に係る全ての材料について、設計図書等の文書を確認する方法及び目視により確認する方法により石綿等の使用の有無について事前調査し、調査結果を監督職員に提出する。 なお、事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合は、分析による調査が必要になるため、監督職員と協議するものとする。 調査範囲（※工事範囲　・図示　　） 資与資料（　　）	
10	施工数量調査 [1. 6. 2]	調査範囲　※外壁（庇、笠木共）、軒裏等の建物外周部及び屋内の梁、階段裏等の見上げ面　・図示（※塗装改修の範囲内　・塗装改修の範囲外を含む全工事範囲　）	
		調査方法　※テストハンマーによる打診及び目視　・ 調査は、建物外周部のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無及び屋内見上げ面等の浮きの位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行うものとする。 屋根調査は、既存の防水層、シーリング材充填部、とい、笠木等及び下地の劣化状況を確認する。また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表及び写真を添えて監督職員に２部提出するものとする。	
11	調査のための破壊部分 [1. 6. 3]	補修方法　※図示 補修範囲　※図示	

12 技能士 [1. 7. 2]

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	・とび作業
防水改修工事	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法 防水工事作業 ・ＦＲＰ防水工事作業
	かわらぶき	・かわらぶき作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	・樹脂接着剤注入工事作業
	左官	・左官作業
	タイル張り	・タイル張り作業
建具改修工事	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ガラス工事作業
	自動ドア施工	・自動ドア施工作業
	ガラス用フィルム施工	・建築フィルム作業
内装改修工事	建築大工	・大工工事作業
	建築板金	・内外装板金作業 ・鋼製下地工事作業
	内装仕上施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業 ・ボード仕上げ工事作業
	表装	・壁装作業
	左官	・左官作業
	タイル張り	・タイル張り作業
塗装改修工事	塗装	・建築塗装作業
耐震改修工事	鉄筋施工	・鉄筋組立作業
	型枠施工	・型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業
	鉄工	・構造物鉄工作業
	とび	・とび作業
環境配慮改修工事	配管	・建築配管作業
	踏面表示施工	・溶融ペイントハンドマーカー工事作業 ・加熱ペイントマシンマーカー工事作業
	造園	・造園工事作業

適用した技能士について地域性を考慮し確保が困難な場合は監督職員と協議する。

13 化学物質の濃度測定 [1. 7. 10]

図示した室のホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告するものとする。
パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う。
①３０分間換気
測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する。
②５時間閉鎖
①の後、測定対象室のすべての窓及び扉を５時間閉鎖する。
ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。
③測定
イ　②の状態のまま測定する。
ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する。
ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする。
④　分析　測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。
⑤　その他　監督員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けるものとする。
・厚生労働省の標準的方法による。

14 完成写真

工事完成時に次の写真を撮影し、監督職員に提出するものとする。

撮影部位及び箇所数	形式・サイズ	提出セット数	画素数及び画質等	撮影者
外部（　）箇所 内部（　）箇所	カラー印画紙　・キャビネ判　・Ｌ判 ・電子データ（ＪＰＥＧフルカラー圧縮率1/4程度）		4500×3000ピクセル以上で画像補正を行ったもの	建築完成写真の撮影実績がある者で、監督職員が承諾する撮影業者
外部（　）箇所 内部（　）箇所	カラー印画紙　・キャビネ判　※Ｌ判 ※電子データ（ＪＰＥＧフルカラー）	3 3	1280×960ピクセル以上かつ撮影したデジタルカメラの設定のうち最高の画質	任意

撮影部位は監督職員の指示による
電子データは、ＣＤ－Ｒ等で提出する

15 完成時の提出図書 [1. 9. 1~3] [表1. 9. 1]
完成図（ＣＡＤデータの提出（※要・不要））
保全に関する資料　（提出部数　※１部　・　　部）
提出書類の詳細については、別途、完成図書作成要領による

16 施工図及び施工計画書
提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする

17 設備工事との取合い
設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける

18 撤去部分
コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする

19 はつり工事等における非破壊検査
※はつり工事やスリット工事を行う施工前調査において、非破壊検査が必要と考えられる場合は、監督職員との協議により、非破壊検査を実施すること。
※探査方法としては電磁誘導式を原則とする。放射線透過検査等による埋設物の調査を実施する場合、監督職員との協議による。

20 適用区分
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
風圧力風速　Ｖ０＝　　ｍ／ｓ
地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ
積雪量　建築基準法施行令第８６条第３項の規定に基づく岡山市建築基準法施行細則による数値

21 工事区分
工事区分表による

仮設工事

2	1	騒音・粉じん等の対策 [2. 1. 3]	騒音・粉じん等の対策　・防音パネル　○防音シート 防音パネル、防音シートを取り付ける足場の設置範囲 ※工事に必要な範囲　・
	2	足場その他 [2. 2. 1]	・内部足場の種別　※脚立、足場板等　・ ○外部足場の範囲　※工事に必要な範囲　・ ・防護シートの範囲　※工事に必要な範囲　・ ○材料、撤去材等の運搬方法　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種 ※足場を設ける場合は、改修標準仕様書２．２．１（２）、（５）による。
	3	既存部分の養生 [2. 3. 1]	既存部分の養生方法　※ビニルシート等　・ ・既存部分における既存家具等の養生　※ビニルシート等　・ ・既存ブラインド、カーテン等の養生　養生方法　※取外し再取付　・ 保管場所　※構内既存施設内　・ ・固定された家具等（備品、机、ロッカー等）の移動　※行う（図示） 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。
	4	仮設間仕切り [2. 3. 2]	仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所　※図示　・ 仮設間仕切りの種別と材質等

種別	仕上げ（厚さmm）	塗装	充填
・Ａ種	※せっこうボード 種類（※GB-R　・　　） 厚さ（※9.5mm　・　　）	※無し ・片面 ・	※行う （JIS A6301ｸﾞﾗｽｳｰﾙ吸音材32K厚50mm） ・行わない
※Ｂ種	・合板 材種（※普通合板　・　　） 厚さ（※9mm　・　　）		
・Ｃ種			

仮設扉　※木製（合板張り程度）　・

2	5	監督職員事務所 [2. 4. 1]	※設けない　・設ける ・既存建物内の一部を使用する（場所：　　） ・構内に新設する 備品等は、監督職員の指示を受けて設置するものとする
	6	工事用水	構内既存の施設　※利用できる（※有償　・無償）　・利用できない
	7	工事用電力	※別途引込みとする　・構内既存の施設を利用できる（※有償　・無償）

防水改修工事

3	1	降雨等に対する養生方法 [3.1.3]	※改修標準仕様書3.1.3(5)(ｱ)～(ｳ)による。 ・
	2	既存防水の処理 [3.1.4] [3.2.3、4、6]	既存保護層の撤去　・行う（範囲　※図示　・　　） ・行わない 既存防水層の撤去　・行う（範囲　※図示　・　　） ・行わない 既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去　○行う（・Ｍ４ＡＳ　・Ｍ４ＡＳＩ　・Ｍ４Ｃ　・Ｍ４ＤＩ　・Ｌ４Ｘ） ・行わない
	3	既存下地の処置 [3.2.6]	既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等　※図示　・ POS工法及びPOSI工法（機械的固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処置　※改修標準仕様書3.2.6(4)(ｳ)(g)①～③による　・ 設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部、防水層末端部の納まり部の処理 ※図示。ただし、図示が無いものは監督職員と協議する　・
	4	アスファルト防水 [３．１．４] [３．３．２～３、５]	屋根保護防水 防水層の種別　［表３．３～１０］

工法		施工箇所	断熱材	絶縁用シート	立上り部の保護
・Ｐ２Ａ	・Ａ－１ ※Ａ－２ ・Ａ－３			※ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上又はﾌﾗｯﾄﾄｰﾝｸﾛｽ70g／㎡程度 ・	・乾式保護材 ・コンクリート押え ・レンガ押え ※JIS R 1250
・Ｐ１Ｂ	・Ｂ－１ ※Ｂ－２				
・Ｐ２ＡＩ	・ＡＩ－１ ※ＡＩ－２ ・ＡＩ－３		（材質） JIS A 9521による押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材３種ｂＡ（スキン層付き） （厚さ）（mm） ※25　・50　・	※ﾌﾗｯﾄﾄｰﾝｸﾛｽ（70g／㎡程度） ・	
・Ｐ１ＢＩ	・ＢＩ－１ ※ＢＩ－２				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書 表3.3.3 から 表3.3.6 による

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書 表3.3.3 及び 表3.3.4 による
平場の保護コンクリートの厚さこて仕上げ
こて仕上げ　※水下　80mm以上
床タイル張り　※水下　60mm以上

防水立上り部の保護
※乾式保護材
窯業系パネル：無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形しオートクレーブ養生したもの
寸法
厚さ(mm)：　、幅(mm)：
金属複合板：金属板と樹脂を積層一体化したもの
寸法
厚さ(mm)：　、幅(mm)：
・れんが

屋根露出防水
防水層の種類

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水	備考
・Ｍ４Ｃ	・Ｃ－１ ※Ｃ－２ ・Ｃ－３ ・Ｃ－４			・	・ ・製造所の仕様	・適用する	
・Ｍ３Ｄ ・ＰＯＤ	・Ｄ－１ ※Ｄ－２ ・Ｄ－３ ・Ｄ－４			・	・ ・製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・ＰＯＤＩ ・Ｍ３ＤＩ ・Ｍ４ＤＩ	・ＤＩ－１ ※ＤＩ－２		（材質） JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく発泡プラスチック断熱材（種類） ※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号 （厚さ）（mm） ※25　・50　・	・	・ ・製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない 防水層 ・設ける ・設けない

改質アスファルトルーフィングの種類及び厚さ
※改修標準仕様書　表3.3.7 から 表3.3.9 による　・
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングの種類及び厚さ
※改修標準仕様書　表3.3.8 から 表3.3.9 による　・
脱気装置の種類及び設置数量
※アスファルトルーフィング類製造所の指定　・
屋根露出防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
※図示　・

屋内防水

改修工法	種別	施工場所
・Ｐ１Ｅ	・Ｅ－１	
・Ｐ２Ｅ	※Ｅ－２	

Ｅ－１の場合で工程３を行う部位（※貯水槽、浴槽等常時水に接する部位　・　　）
保護層　・設ける（※図示　・　）　・設けない
立上り部の押え金物の材質及び形状寸法
※アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度　・
屋上排水溝　・図示　・

屋根露出防水
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水	備考
・Ｍ４ＡＳ	・ＡＳ－Ｔ１ ・ＡＳ－Ｔ２ ・ＡＳ－Ｊ２			・	・ ・製造所の仕様	・適用する	
・Ｍ３ＡＳ ・ＰＯＡＳ	・ＡＳ－Ｔ３ ・ＡＳ－Ｔ４ ・ＡＳ－Ｊ１ ・ＡＳ－Ｊ３			・	・ ・製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・Ｍ３ＡＳＩ ・Ｍ４ＡＳＩ ・ＰＯＡＳＩ	・ＡＳＩ－Ｔ１ ・ＡＳＩ－Ｊ１		（材質） JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく発泡プラスチック断熱材（種類） ※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号 、 （厚さ） ※25mm ・50mm ・	・	・ ・製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない 防水層 ・設ける ・設けない

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
脱気装置の種類　※改質アスファルトシートの製造所の指定　・
脱気装置の設置数量　※改質アスファルトシートの製造所の指定　・　（個）
立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
※アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度　・
絶縁断熱工法の防水増シート
・設置する
・設置しない

5 改質アスファルトシート防水 [３．１．４] [３．４．２、３]

| 工事名 | 岡山市西消防署高松出張所・高松地域センター外壁ほか改修工事 | | | | |

6 合成高分子系
ルーフィングシート防水
［3．1．4］
［3．5．2～4］

防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水	備考
・POS ・S4S	・S-F1 ・S-F2 ・S-M1 ・S-M2 ・S-M3			・	・ ・製造所の仕様	・適用する ・適用する ・適用する ・適用する ・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・M3S	・S-F1 ・S-F2			・	・ ・製造所の仕様	・適用する ・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない
・M4S	・S-M1 ・S-M2 ・S-M3			・	・ ・製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない
・POSI ・S3SI ・S4SI ・M4SI	・SI-F1 ・SI-F2		（材質） ※改修標準仕様書3.5.2 (3)(ｴ)(b)による （種類） ※硬質ウレタンフォーム 断熱材２種２号による ・ （厚さ）（mm） ・25　・50	・	・ ・製造所の仕様	・適用する ・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
	・SI-M1 ・SI-M2		（材質） ※改修標準仕様書3.5.2 (3)(ｴ)(a)による （種類） ※硬質ウレタンフォーム 断熱材２種２号による ・ （厚さ）（mm） ・25　・50	・	・ ・製造所の仕様	・適用する ・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない

Ｓ－Ｆ１、Ｓ－Ｍ１、Ｓ－Ｆ２、Ｓ－Ｍ２の仕様
※非歩行仕様　・軽歩行仕様
ＳＩ－Ｍ１及びＳＩ－Ｍ２における防湿用フィルムの設置
※設置しない　・設置する
ＳＩ－Ｍ２の絶縁用シートの材種
※発泡ポリエチレンシート　・
Ｓ－Ｍ２及びＳＩ－Ｍ２の立上り部の工法
※接着工法（立上り面のシートの厚さ　※1.5mm　・　　）　・機械的固定工法
接着工法の脱気装置の種類及び設置数量
※ルーフィングシートの製造所の仕様　・
既存防水下地がPCコンクリート部材の場合の処理
目地処理　　・行う（・図示　・　　）　・行わない
入隅部の増張り（S-F1,SI-F1の場合）　・行う（・図示　・　　）　・行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
1章 20 適用区分による風圧力に対応した工法を施工計画書として提出するものとする。
※適用する（1章 20 適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法）
・適用しない

7 塗膜防水
［3．1．4］
［3．6．2～4］

防水層の種別　［表3．6．1～表3．6．3］

工法	種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水	備考
・ＰＯＸ	※Ｘ－１ ・Ｘ－２ ・Ｘ－１Ｈ ・Ｘ－２Ｈ		※２成分形アクリルウレタン樹脂系 ・ふっ素樹脂系 ・アクリルシリコン樹脂系	※主材料の製造所の仕様 ・	・適用する(G)	脱気装置 ・設ける　・設けない 改修用ドレン ・設ける　・設けない
・Ｌ４Ｘ	※Ｘ－１ ・Ｘ－２ ・Ｘ－１Ｈ ・Ｘ－２Ｈ			※主材料の製造所の仕様 ・	・適用する(G)	脱気装置 ・設ける　・設けない
・Ｐ１Ｙ	※Ｙ－２ ・					保護層 ・設ける　・設けない
・Ｐ２Ｙ	※Ｙ－２ ・					保護層 ・設ける　・設けない

Ｘ－１（絶縁工法）の脱気装置の種類　※主材料の製造所の仕様　・
Ｘ－１（絶縁工法）の脱気装置の設置数量　※主材料の製造所の仕様　・　　（個）

8 シーリング
［3．1．4］
［3．7．2］
［3．7．4～7］

シーリング改修工法の種類　［表3．1．2］
・シーリング充てん工法　　・拡幅シーリング再充てん工法
・シーリング再充てん工法　　・ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り　・適用する　・適用しない
エッジング材張り　　・適用する　・適用しない
シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標準仕様書 表3．7．1による

施工箇所	シーリング材の種類（記号）

仕上げを行わない施工箇所
・図示による　・打継目地
シーリング材の目地寸法　※改修標準仕様書3．7．3（1）による
シーリング材の試験
接着性試験　※簡易接着性試験　・引張接着性試験　・行わない

9 とい
［3．8．2、3］

といの材種　・配管用鋼管　・硬質ポリ塩化ビニル管　・
ルーフドレン

種別	施工箇所
・ろく屋根用（・縦型　・横型）	
・バルコニー用	
・バルコニー中継用	

とい受け金物及び足金物の材種、形状及び取付け間隔
※改修標準仕様書表3.8.2により、溶融亜鉛めっきを行ったもの　・
多雪地域　　・適用する　　・適用しない
防露材のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・
既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法　※図示　・
鋼管製といの防露巻き　※改修標準仕様書表3.8.4による　・
たてどい受金物の取付け　※図示　・
ルーフドレンの取付け　※水はけよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填　・

10 アルミニウム製笠木
［3．9．2～3］

［表3．9．1］
種類　・押出形（・押出250形　・押出300形　・押出350形）
・板材折曲げ形（・オープン形式　・シール形式）
本体幅（　）mm　板厚（※2.0mm　・　mm）
表面処理　種別（　）種　皮膜等の種類（※標準仕様書表14.2.1による　・　）
着色（※標準色　・特注色（　　））
既存笠木等の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　）
・行わない
下地補修の工法　※図示　・
板材折曲げ形の笠木の取付方法　※図示　・
笠木の固定金具の工法等
1章 20 適用区分による風圧力に対応した工法
※適用する（1章 20 適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法）
・適用しない

防水改修フロー及び数量
・既存保護層の補修及び処置

防水面調査（施工数量調査）

ひび割れ部補修			欠損部改修	浮き部補修	ぜい弱部補修	既存目地欠損部補修		既存目地欠損部補修（脱気に利用する場合）
アスファルト防水工事用シール材（幅2mm未満）	Uカットの上ポリウレタン系シーリング材（幅2mm以上）	ポリマーセメントモルタル補修	ポリマーセメントモルタル補修	撤去の上、ポリマーセメントモルタル補修	ケレン等の上、ポリマーセメントペースト補修	アスファルト防水工事用シール材	ポリマーセメントモルタル補修	既存目地撤去の上ポリウレタン系シーリング材
m	m	m	m²	m²	m²	m	m	m

4－1 外壁改修工事（共通事項）

1 ポリマーセメントモルタル
［4．2．2］

（品質・性能）

項目			品質・性能
だれ	下がり量（mm）		5以内
	表面の状態		ひびわれの発生が無いこと。
曲げ強さ（N/mm2）			6.0以上
圧縮強さ（N/mm2）			20.0以上
接着強さ（N/mm2）	標準条件		1.0以上
	特殊条件	湿潤時	0.8以上
		低音時	0.5以上
透水性			裏面のぬれ、水滴の付着が無いこと。
その他			1）均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 2）高分子エマルションは、常温常湿において製造後６か月保存しても、変質しないこと。

2 ポリマーセメントスラリー
［4．2．2］

（品質・性能）

広がり速度（ｃｍ/ｓ）	長さ変化率（収縮）（%）	引張接着性（材齢28日）（N/mm2）	曲げ性能（材齢28日）（N/mm2）	吸水性（72時間）（%）	耐久性（劣化曲げ強さ）（N/mm2）
3以上	3以下	0.5以上	5.0以上	15以下	5.0以上

保水係数　0.35～0.55
粘調係数　0.50～1.00

3 吸水調整材
［4．3．5］

改修標準仕様書 表4．3．2による

4 既調合モルタル
［4．3．5］

モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
（品質・性能）
保水率：70%以上
単位容積質量：1.8ｋｇ/Ｌ以上
接着強さ：標準時　0.6N/mm2以上、温冷繰り返し後　0.4N/mm2以上
長さ変化率：0.2%以下
曲げ強さ：4.0N/mm2以上

4－2 外壁改修工事（コンクリート打放し仕上げ外壁）

1 ひび割れ部改修工法
［4．1．4］［4．2．4～7］

※樹脂注入工法

工法の種類		ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（mＬ／m）
※A	自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上0.3未満	200～300	※40　・
		0.3以上0.5未満		※40　・
		0.5以上1.0未満		※70　・
・B	手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上0.3未満	50～100	※40　・
・C	機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3以上0.5未満	100～200	※70
・D	機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上1.0未満	150～250	※130

注入状況の確認方法　※注入量により確認　・コアの抜取りを行う　・
コアの抜取り個数　※長さ500mごと及びその端数につき1個　・
コアの抜取り部の補修方法　※ポリマーセメントモルタル充填　・図示
・Uカットシール材充填工法
・シーリング材
充填材料　※１成分形又は２成分形ポリウレタン系　・
シーリング材の上にポリマーセメントモルタルの充填　※行う　・行わない
※可とう性エポキシ樹脂
・シール工法
※パテ状エポキシ樹脂　・可とう性エポキシ樹脂

2 欠損部改修工法
［4．1．4］［4．2．4、8］

※充填工法
・エポキシ樹脂モルタル　・ポリマーセメントモルタル

4－3 外壁改修工事（モルタル塗仕上げ外壁）

1 ひび割れ部改修工法
［4．1．4］［4．3．5～8］

※モルタルを撤去しないで改修
※樹脂注入工法

工法の種類		ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（mＬ／m）
※A	自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上0.3未満	200～300	※40　・
		0.3以上0.5未満		※40　・
		0.5以上1.0未満		※70　・
・B	手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上0.3未満	50～100	※40　・
・C	機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3以上0.5未満	100～200	※70
・D	機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上1.0未満	150～250	※130

注入状況の確認方法　※注入量により確認　・コアの抜取りを行う　・
コアの抜取り個数　※長さ500mごと及びその端数につき1個　・
コアの抜取り部の補修方法　※ポリマーセメントモルタル充填　・図示
・Uカットシール材充填工法
・シーリング材
充填材料　※１成分形又は２成分形ポリウレタン系　・
シーリング材の上にポリマーセメントモルタルの充填　※行う　・行わない
※可とう性エポキシ樹脂
・シール工法
※パテ状エポキシ樹脂　・可とう性エポキシ樹脂

・モルタルを撤去して改修
モルタル撤去後のコンクリート部分の改修は、4-2 外壁改修工事（コンクリート打放し仕上げ外壁）による
モルタル撤去後のモルタル欠損部の補修は、 2 欠損部改修工法による

2 欠損部改修工法
［4．1．4］［4．3．9、10］

※充填工法（欠損部の面積が0.25m2／箇所程度以下の場合）
充填材の種類　※ポリマーセメントモルタル　・エポキシ樹脂モルタル
・モルタル塗替え工法
モルタルの材料　※現場調合材料　・既調合材料
既製目地材　・使用する（形状　　）
仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置　※図示　・

3 浮き部改修工法
［4．1．4］
［4．3．11～16］

※モルタルを撤去しないで改修
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法（・注入口付　・　　）
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法（・注入口付　・　　）
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法（・注入口付　・　　）
アンカーピンの材質　※ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工をしたもの
注入口付アンカーピンの材質　※ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm
・モルタルを撤去して改修
モルタルの材料　※現場調合材料　・既調合材料
・充填工法　・エポキシ樹脂モルタル　・ポリマーセメントモルタル
・モルタル塗替え工法　既製目地材　・使用する（形状　　）
仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置　※図示　・

4 外壁複合改修構工法

平成７年度建設省告示第１８６０号による「外壁複合改修構工法の開発」において、建設大臣の技術評価を取得した工法とする

4－4 外壁改修工事（タイル張り仕上げ外壁）

1 タイルの形状、寸法等
［4．4．5、8］

タイル部分張替え工法及びタイル張替え工法用接着剤の種類
・JIS A 5557による一液反応硬化形の変成シリコーン樹脂系

タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状/寸法（mm）	再生材料の適用	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

役物の使用箇所

内　装	出隅　天端	
外　装	出隅、窓台、マグサ（標準一体成型品以外は接着成型品とする）	

見本焼き　・行う（施工箇所：　　）　※行わない
試験張り　・行う（施工箇所：　　）　※行わない

2 ひび割れ部改修工法
［4．1．4］
［4．4．5、6］

※タイルを撤去して改修
下地モルタルまで撤去後のコンクリート部分の改修は、4-2 外壁改修工事（コンクリート打放し仕上げ外壁）による
モルタルを存置した場合のモルタル部分の改修は、4－3 外壁改修工事（モルタル塗仕上げ外壁）による
タイル撤去後のタイル欠損部の補修は、 3 欠損部改修工法による
・タイルを撤去しないで改修
※樹脂注入工法

工法の種類		ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（mＬ／m）
※A	自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上0.3未満	200～300	※40　・
		0.3以上0.5未満		※40　・
		0.5以上1.0未満		※70　・
・B	手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上0.3未満	50～100	※40　・
・C	機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3以上0.5未満	100～200	※70
・D	機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上1.0未満	150～250	※130

注入状況の確認方法　※注入量により確認　・コアの抜取りを行う　・
コアの抜取り個数　※長さ500mごと及びその端数につき1個　・
コアの抜取り部の補修方法　※ポリマーセメントモルタル充填　・図示
・Uカットシール材充填工法
・シーリング材
充填材料　※１成分形又は２成分形ポリウレタン系　・
シーリング材の上にポリマーセメントモルタルの充填　※行う　・行わない
※可とう性エポキシ樹脂

3 欠損部改修工法
［4．1．4］
［4．4．5、7、8］

・タイル部分張替え工法
接着剤の種類　・ポリマーセメントモルタル　・外装タイル接着剤張りの接着剤
・タイル張替え工法（下地モルタルを撤去する場合）
貼付けモルタルの材料　※現場調合材料　・既調合材料
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置　※改修標準仕様書表4.4.2による　・
外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整材塗りの接着力試験　・行う　・行わない
・セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
タイル張りの工法　・外装タイル（・密着張り　・改良圧着張り　・改良積上げ張り）
・ユニットタイル（・マスク張り　・モザイクタイル張り）
・有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
目地詰め　※行う　・行わない
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理　※目荒し工法　・
シーリング材の種類　打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地　※ポリウレタン系　・
伸縮調整目地その他の目地　※変成シリコーン系　・

4 浮き部改修工法
［4．1．4］
［4．4．5、9～15］

・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法（・注入口付　・　　）
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法（・注入口付　・　　）
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法（・注入口付　・　　）
・注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法
注入口付アンカーピン本数　・
アンカーピンの材質　※ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工をしたもの
注入口付アンカーピンの材質　※ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm
・タイル部分張替え工法
接着剤の種類　・ポリマーセメントモルタル　・外装タイル接着剤張りの接着剤
・タイル張替え工法（下地モルタルを撤去する場合）
張付けモルタルの材料　※現場調合材料　・既調合材料
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置　※改修標準仕様書表4.4.2による　・
外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整材塗りの接着力試験　・行う　・行わない
・セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
タイル張りの工法　・外装タイル（・密着張り　・改良圧着張り　・改良積上げ張り）
・ユニットタイル（・マスク張り　・モザイクタイル張り）
・有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理　※目荒し工法　・
シーリング材の種類　打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地　※ポリウレタン系　・
伸縮調整目地その他の目地　※変成シリコーン系　・

5 目地改修工法
［4．1．4］
［4．4．5、16］

・目地ひび割れ部改修工法
・伸縮調整目地改修工法　伸縮調整目地の位置及び寸法　※図示

6 外壁複合改修構工法

平成７年度建設省告示第１８６０号による「外壁複合改修構工法の開発」において、建設大臣の技術評価を取得した工法とする

4－5 外壁改修工事（塗仕上げ外壁）

1 既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整
［4．5．4］

工法	処理範囲	下地面の補修
・サンダー工法	※既存仕上げ面全体　・図示	4－2　外壁改修工事 （コンクリート打放し仕上げ外壁） 4－3　外壁改修工事 （モルタル塗仕上げ外壁）による
・高圧水洗工法 吐出圧力　・30ＭＰａ～50ＭＰａ ・50ＭＰａ～100ＭＰａ ・100ＭＰａ以上	※既存仕上げ面全体　・図示	
・塗膜はく離剤工法	※既存仕上げ面全体　・図示	
・水洗い工法	※サンダー工法、高圧水洗工法、塗膜はく離剤工法の処理範囲以外の既存仕上面全面 ・図示	
・石綿含有仕上げ塗材の除去は、９章環境配慮改修工事による		

2 下地調整塗材
［4．5．2］

※下地調整塗材　・ポリマーセメントモルタル

3 仕上塗材仕上げ
［4．1．5］
［4．5．2］
［表4．5．1］

建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・
仕上塗材の種類

種類	呼び名	防火材料	仕上げの形状及び工法等
・厚付け仕上塗材	・外装薄塗材Ｓｉ	・	・砂壁状
	・可とう形外装薄塗材Ｓｉ	・	・ゆず肌状（・吹付け　・ローラー塗り）
	・外装薄塗材Ｅ	・	・さざ波状
	・可とう形外装薄塗材Ｅ	・	・平たん状
	・防水形外装薄塗材Ｅ	・	・凹凸状（・吹付け　・こて塗り）
	・外装薄塗材Ｓ	・	・着色骨材砂壁状（・吹付け　・こて塗り） ・砂壁状じゅらく ・京壁状じゅらく
・厚付け仕上塗材	・外装厚塗材Ｃ	・	・吹放し　・凸部処理　・平たん状
	・外装厚塗材Ｓｉ	・	・凹凸状　・ひき起こし　・かき落とし
	・外装厚塗材Ｅ	・	吸放湿性　・適用する　・適用しない
		・	上塗材　・適用する　・適用しない
・複層仕上塗材	・複層塗材ＣＥ	・	・ゆず肌状　・凸部処理　・凹凸状
	・可とう形複層塗材ＣＥ	・	耐候性　※耐候形３種　・
	・複層塗材Ｓｉ	・	上塗材
	・複層塗材Ｅ	・	溶　媒　※水系　・溶剤系　・弱溶剤系
	・複層塗材ＲＥ	・	樹　脂　※アクリル系　・
	・防水形複層塗材ＣＥ	・	外　観　※つやあり　・つやなし
	・防水形複層塗材Ｅ	・	・メタリック
	・防水形複層塗材ＲＥ		
・可とう形改修用仕上塗材	・可とう形改修塗材Ｅ	・	・平たん状　・さざ波状　・ゆず肌状
	・可とう形改修塗材ＲＥ	・	耐候性　※耐候形３種　・
	・可とう形改修塗材ＣＥ	・	上塗材
			溶　媒　※水系　・溶剤系　・弱溶剤系
			樹　脂　※アクリル系　・
			外　観　※つやあり　・つやなし
			・メタリック

4 マスチック塗材塗り
［4．1．5］［4．6．2］
［表4．6．1］

改修標準仕様書　4.6.2　による

5 外壁用塗膜防水材塗り
［4．1．5］［4．7．2～3］
［表4．7．1］

工法及び仕上げの形状　・吹付け　（・凸凹状　・凸部処理　・　）
・ローラー塗り（・ゆず肌状　・さざ波状　・　）
仕上塗材の耐候性　・耐候性１種　・耐候性２種　・耐候性３種
下地挙動緩衝材の適用　・適用する　・適用しない
吹付け工法の模様材の種類　・　（所要量　（kg/m2））
外壁用仕上塗料の種類　・　（所要量　（kg/m2））

5 建具改修工事

1 改修工法
［5．1．3］

工法
※かぶせ工法（・ｶﾊﾞｰ工法　・持出し工法　・ﾉﾝｼｰﾙ工法）　適用箇所（・建具表による　・　）
・撤去工法　（・はつり工法　・引抜き工法）　適用箇所（・建具表による　・　）
新規建具を設ける壁部分の開口の開け方　※図示　・
新規建具周囲の補修工法及び範囲　※図示　・

2 防火戸
［5．1．4］

・適用する（・かぶせ工法　・撤去工法）　指定箇所（・建具表による　・　）
防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸とヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動
※連動させる　適用箇所（・建具表による　・　）
・連動させない

3 見本の製作等
［5．1．5］

建具見本の製作　・行う（建具符号：　）　※行わない
特殊な建具の仮組　・行う（建具符号：　）　※行わない

4 防犯建物部品
［5．1．7］

・適用する　適用箇所（・建具表による　・　）

5 アルミニウム製建具
［5．2．2～5］

性能値等
・耐風圧性の等級（　　）、気密性の等級（　　）、水密性の等級（　　）
※改修標準仕様書 表5.2.1による種別
外部に面する建具　・Ａ種（建具符号　※建具表による　・　）
・Ｂ種（建具符号　※建具表による　・　）
・Ｃ種（建具符号　※建具表による　・　）
防音ドア,防音サッシ　・適用する　遮音性の等級（　）
（建具符号　・建具表による　・　）
・適用しない
断熱ドア(G),断熱サッシ(G)　・適用する　断熱性の等級（　）
（建具符号　・建具表による　・　）
・適用しない
ステンレス鋼板の材料　※SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1　・
形状及び仕上げ
枠の見込み寸法　・建具表による　・
表面処理
外部に面する建具　種別　・BB-1種　・BB-2種　・
色合等　※標準色（　　）　・特注色（　　）
屋内の建具　種別　・BC-1種　・BC-2種　・
色合等　※標準色（　　）　・特注色（　　）
結露水の処理方法　※図示　・
取付工法
水切り板、ぜん板　※図示　・

工事名	岡山市西消防署高松出張所・高松地域センター外壁ほか改修工事				No. A-02		
図面名	建築改修工事特記仕様書２	縮尺			A-＊＊		
岡山市　都市整備局　住宅･建築部　公共建築課		令和８年１０月					
課長	課長補佐	係長	課員	担当者	承認	検図	製図

コンクリート打放し仕上げ外壁の改修工法選定フロー

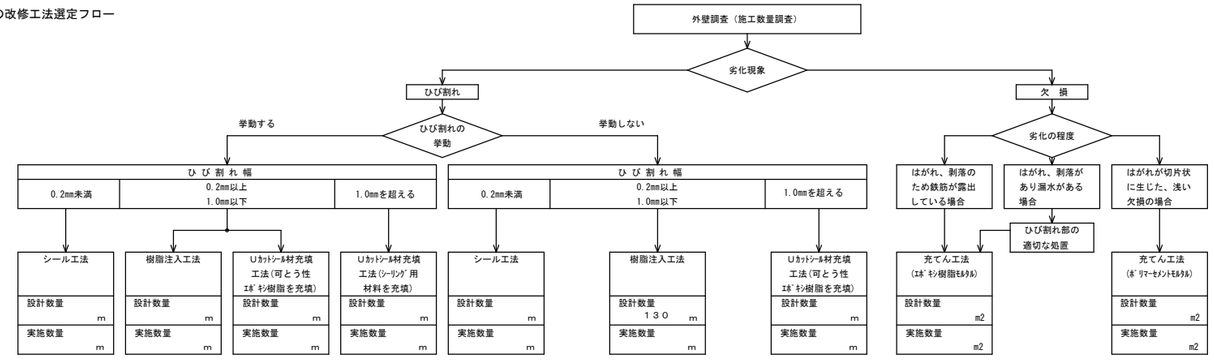

モルタル塗り仕上げ外壁の改修工法選定フロー

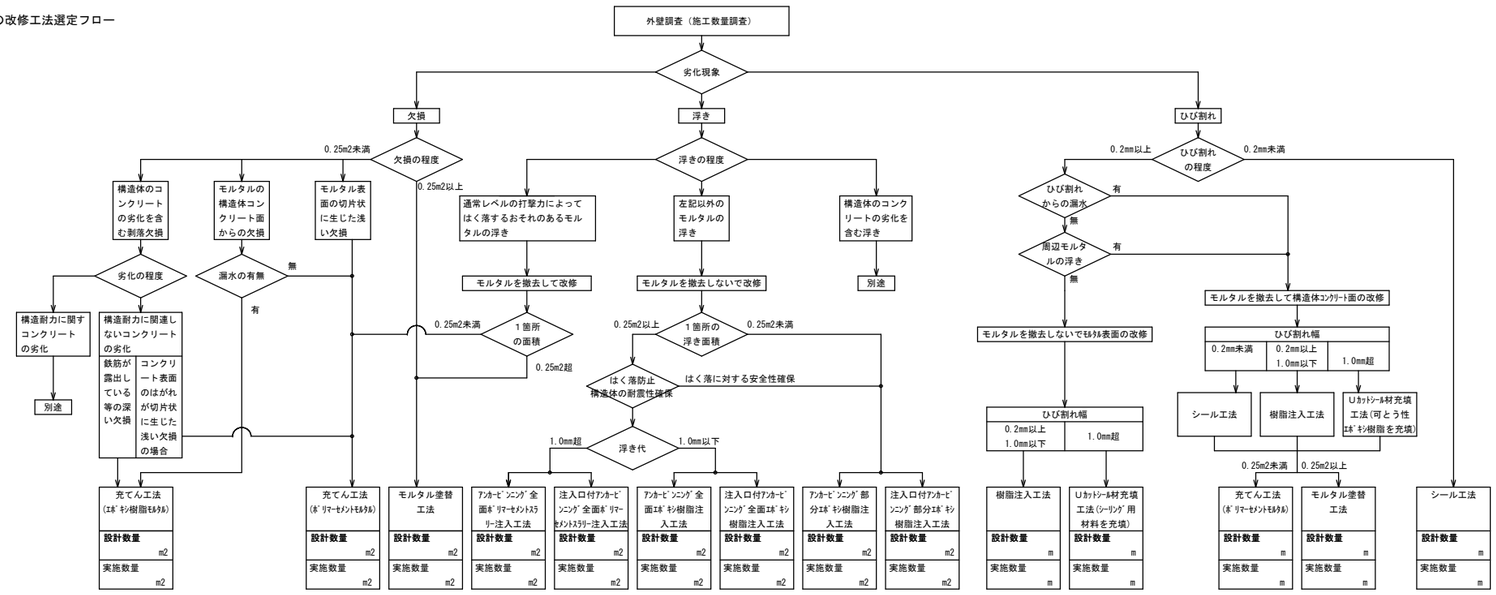

タイル張り仕上げ外壁の改修工法選定フロー

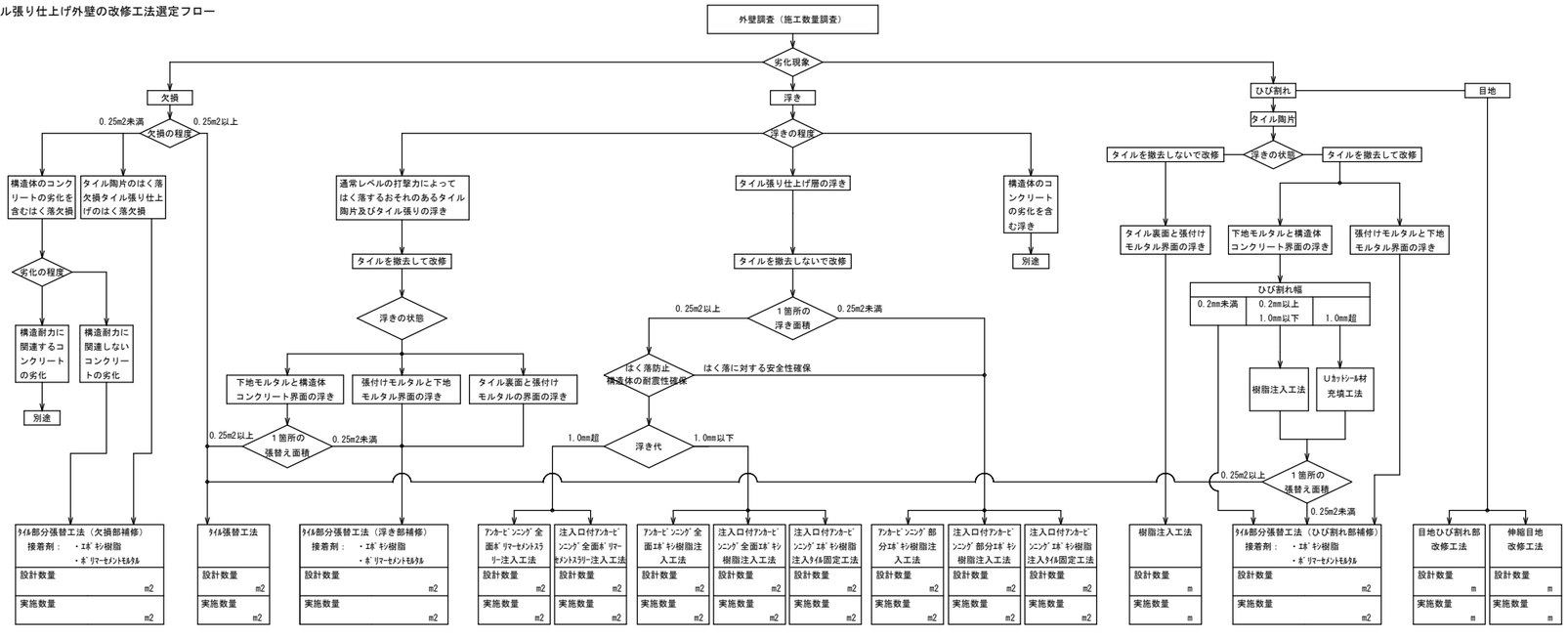

工事名	岡山市西消防署高松出張所・高松地域センター外壁ほか改修工事					No.	
図面名	建築改修工事特記仕様書３				縮尺	A-03	
岡山市	都市整備局	住宅・建築部	公共建築課		令和８年１月	A-＊＊	
課長	課長補佐	係長	課員	担当者	承認	検図	製図

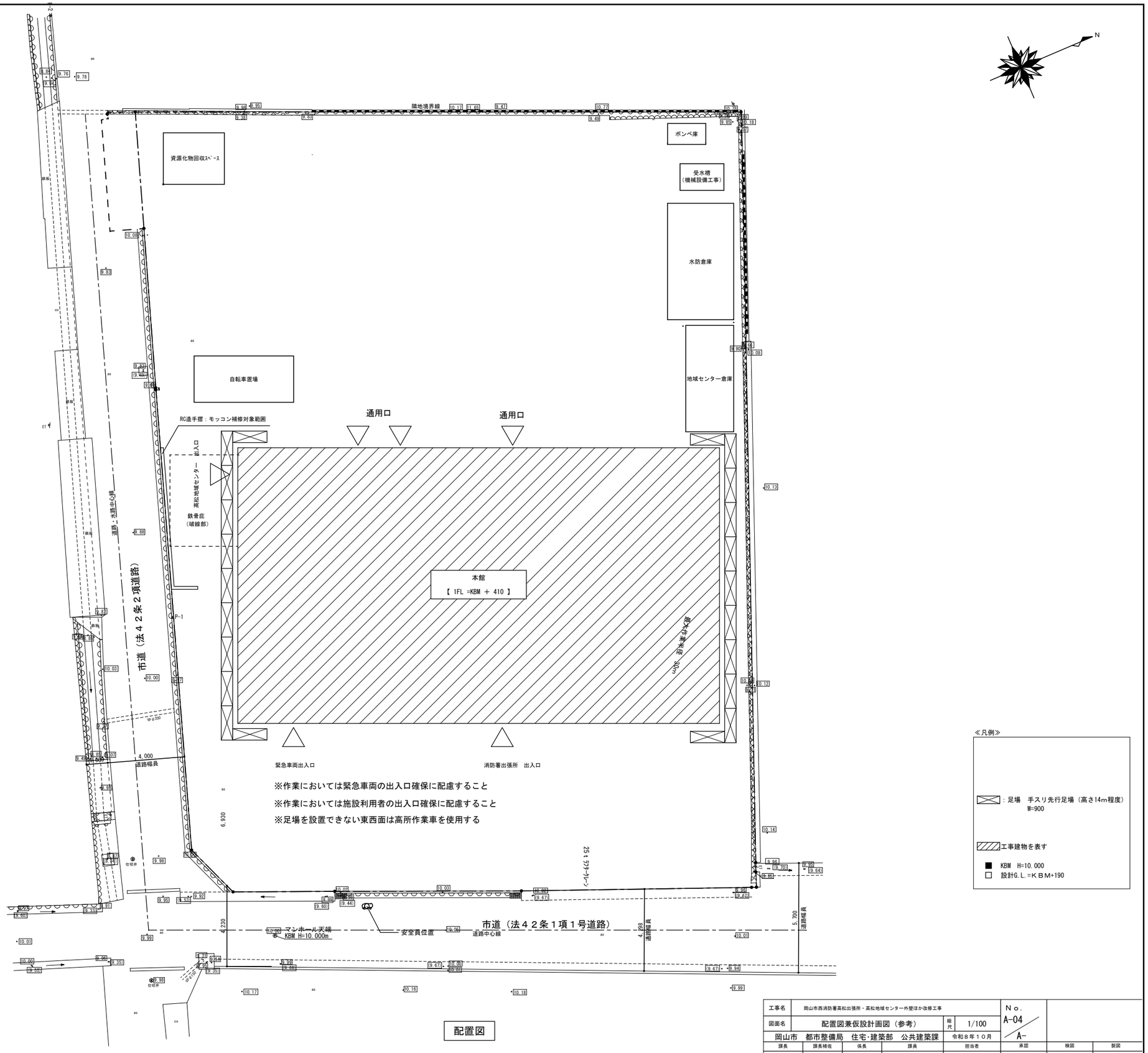

配置図

≪凡例≫

：足場　手スリ先行足場（高さ14m程度）
W=900

工事建物を表す

■ KBM　H=10.000
□ 設計G.L.=ＫＢＭ+190

工事名	岡山市西消防署高松出張所・高松地域センター外壁ほか改修工事				Ｎｏ. A-04 / A-		
図面名	配置図兼仮設計画図（参考）		縮尺	1/100			
岡山市　都市整備局　住宅･建築部　公共建築課				令和８年１０月			
課長	課長補佐	係長	課員	担当者	承認	検図	製図

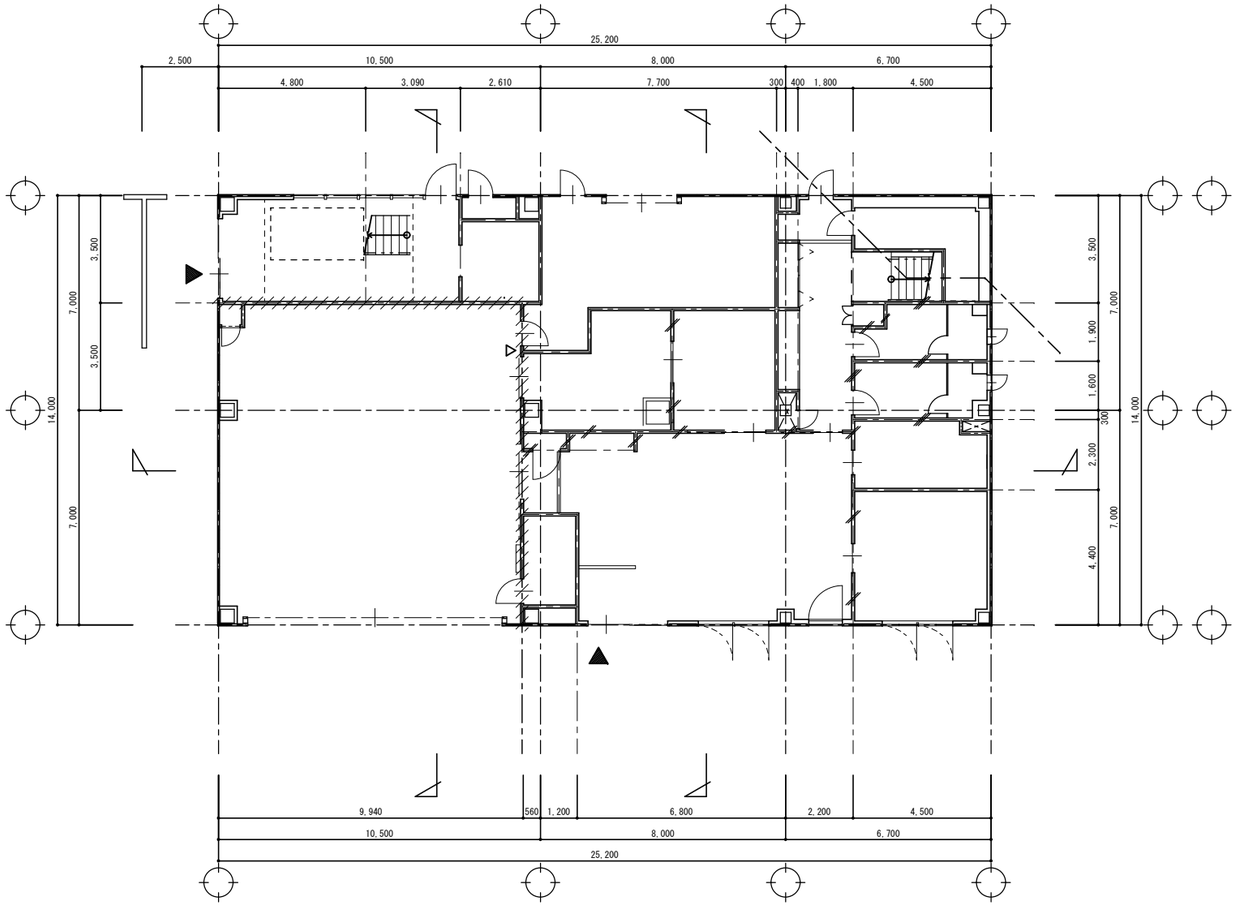

1階平面図

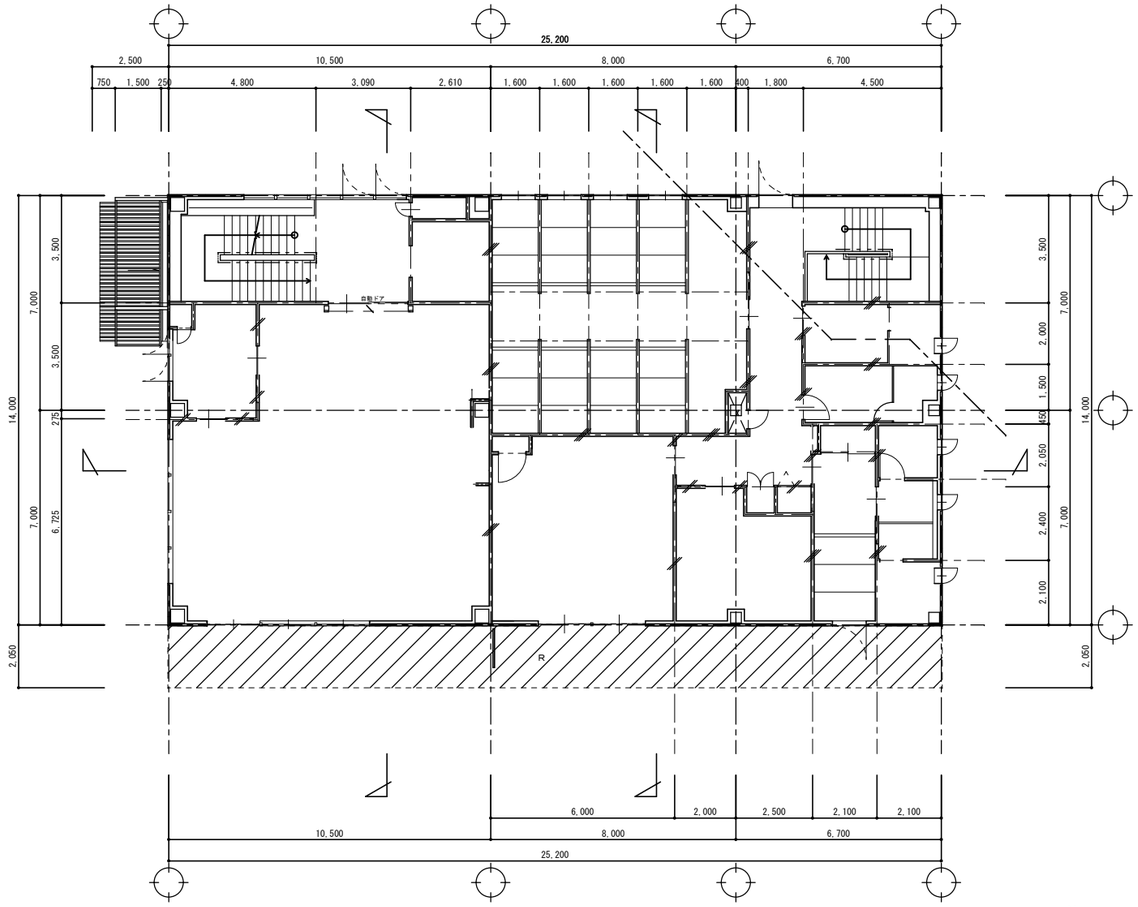

工事対象範囲

2階平面図

N

部位	記号	改修前	改修後	部位	記号	改修前	改修後	部位	記号	改修前	改修後
パラペット	R	ウレタン塗膜防水　残置	高圧水洗＋外壁改修のうえ、ウレタン塗膜防水								

工事名	岡山市西消防署高松出張所・高松地域センター外壁ほか改修工事				No. A-05 / A-		
図面名	１・２階平面図		縮尺	1/100			
岡山市　都市整備局　住宅･建築部　公共建築課				令和８年１０月			
課長	課長補佐	係長	課員	担当者	承認	検図	製図

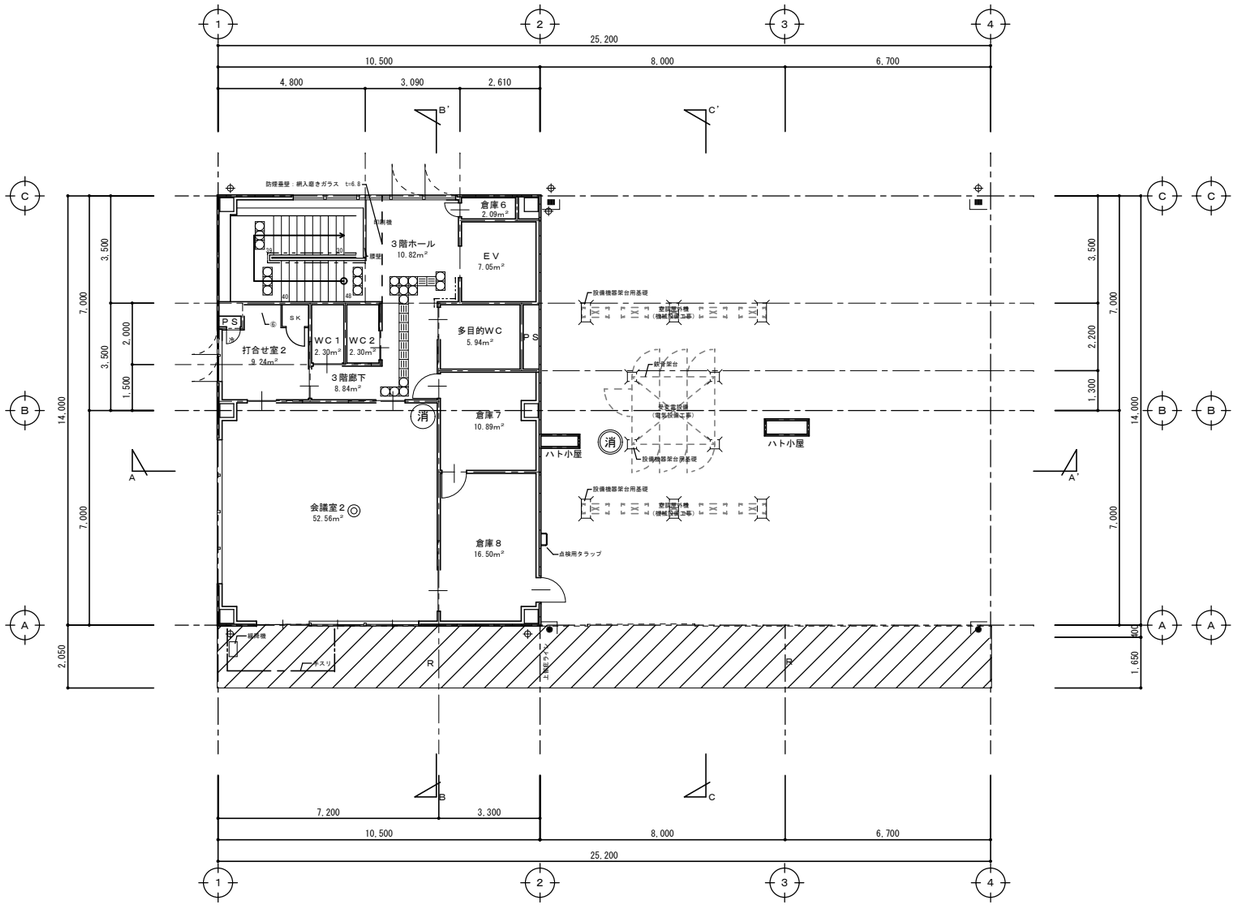

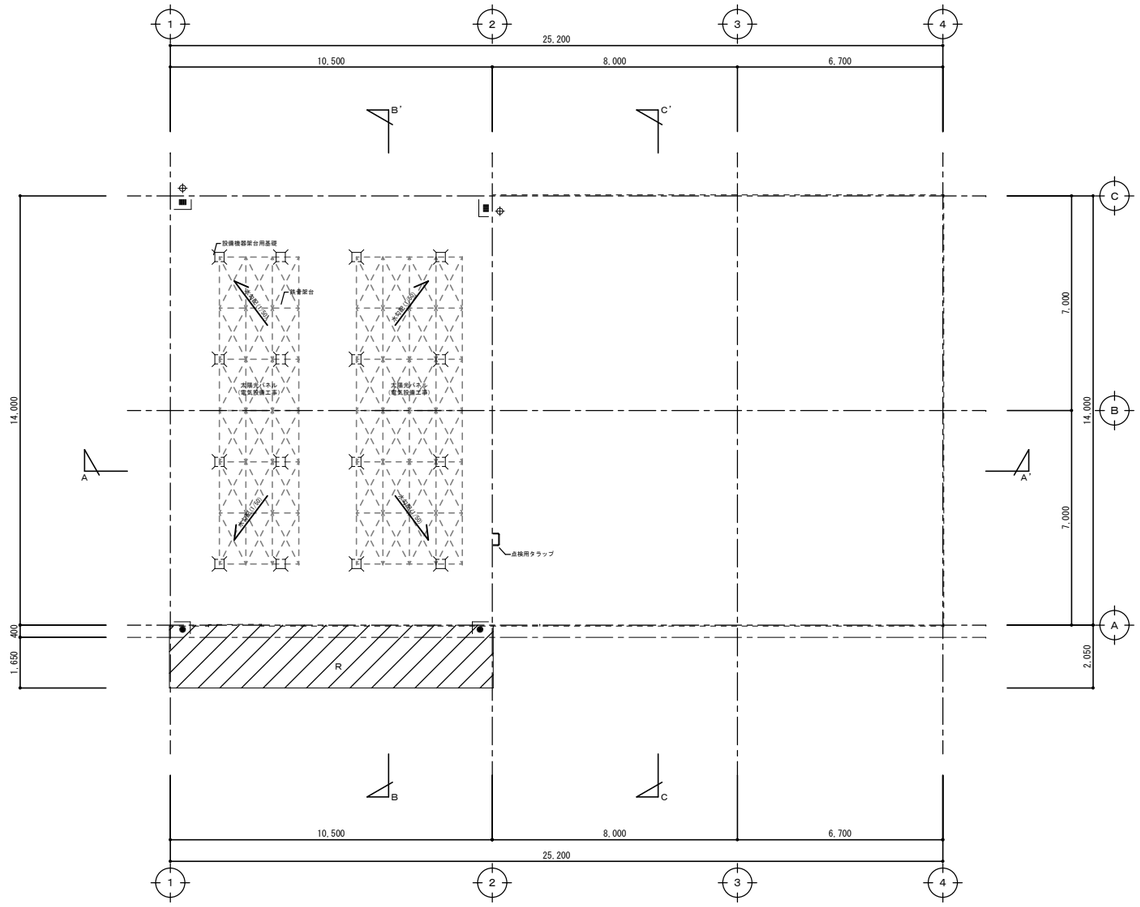

工事範囲

３階平面図

Ｒ階平面図

N

部位	記号	改修前	改修後	部位	記号	改修前	改修後	部位	記号	改修前	改修後
パラペット	R	ウレタン塗膜防水　残置	高圧水洗＋外壁改修のうえ、ウレタン塗膜防水								

工事名	岡山市西消防署高松出張所・高松地域センター外壁ほか改修工事					No.	
図面名	３・Ｒ階平面図			縮尺	1/100	A-06	
岡山市　都市整備局　住宅・建築部　公共建築課				令和８年１０月		A-	
課長	課長補佐	係長	課員	担当者	承認	検図	製図

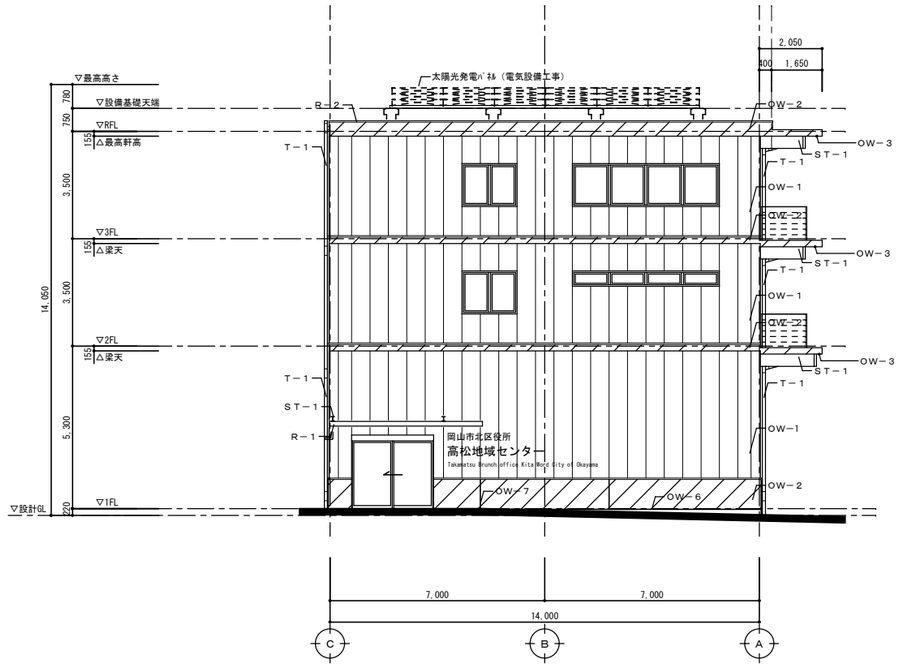

南側立面図

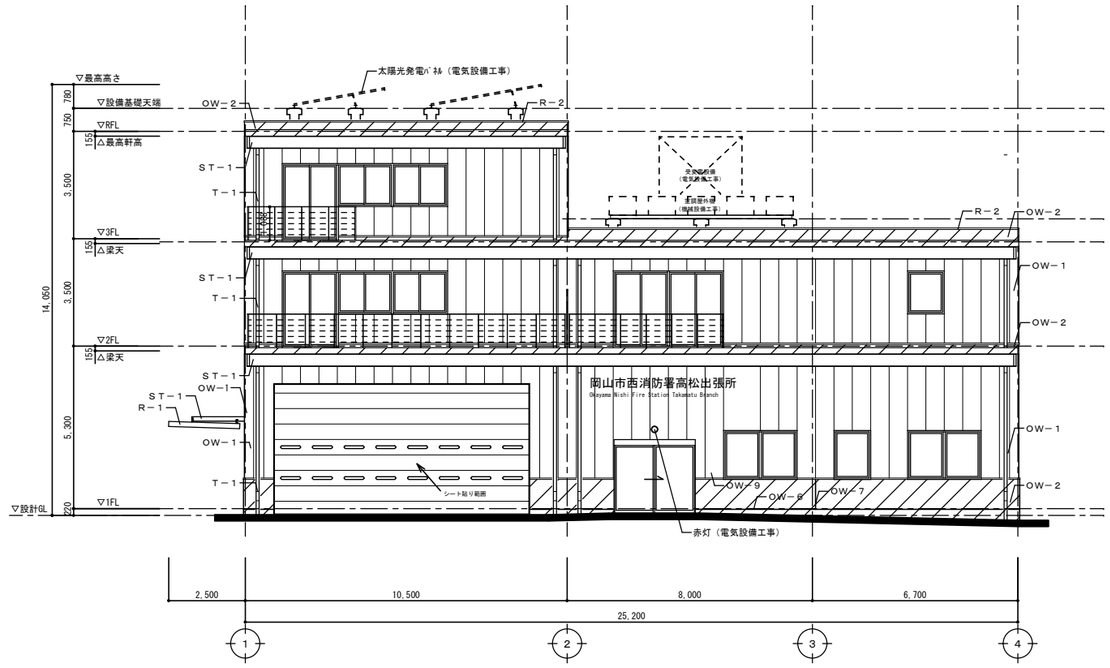

東側立面図

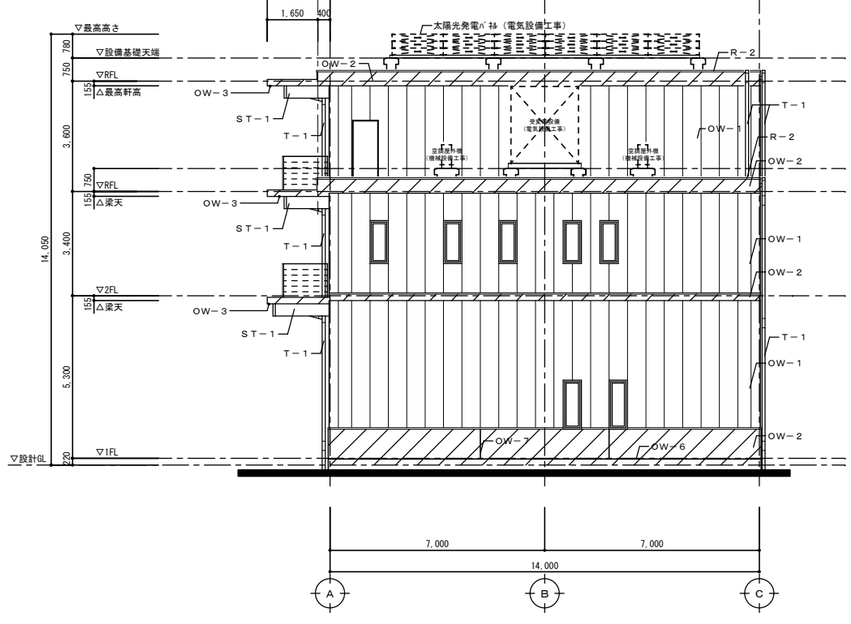

北側立面図

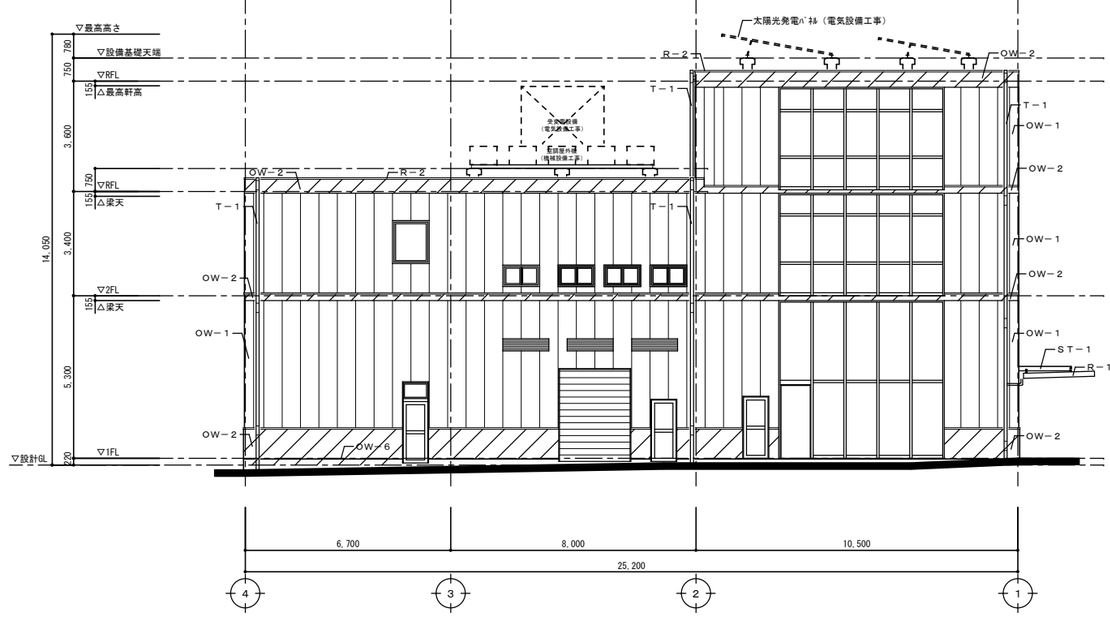

工事範囲

西側立面図

※外壁相互間の目地幅は10mmとする。

部位	記号	改修前	改修後	部位	記号	改修前	改修後	部位	記号	改修前	改修後
ポーチ庇	R－1	カラーガルバリウム鋼板折板葺　残置	—	外壁	OW－6	打継目地（シール共）　残置	—	外壁	OW－9	外壁色塗り分け範囲　残置	—
パラペット	R－2	アルミ製笠木　残置	—	外壁	OW－7	クラック誘発目地（シール共）　残置	—	鉄骨部	ST－1	溶融亜鉛メッキ　残置	—
外壁	OW－1	押出成形セメント板 t=60 縦張り ＋ 複層塗材E　残置	—					竪樋	T－1	VP　75φ　残置	—
ｽﾗﾌﾞ・ﾊﾞﾗﾍﾟｯﾄ	OW－2	化粧型枠コンクリート打放 ＋ 撥水材塗布	高圧水洗＋外壁改修のうえ、ウレタン塗膜防水					竪樋	T－2	VP　50φ　残置	—
軒裏	OW－3	化粧型枠コンクリート打放 ＋ 撥水材塗布	高圧水洗＋外壁改修のうえ、外装薄塗材E（C-1共）								

工事名	岡山市西消防署高松出張所・高松地域センター外壁ほか改修工事					No.	
図面名	立面図				縮尺 1/50	A-07	
岡山市　都市整備局　住宅・建築部　公共建築課					令和８年１０月	A-	
課長	課長補佐	係長	課員	担当者	承認	検図	製図

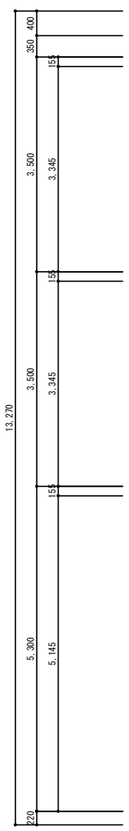

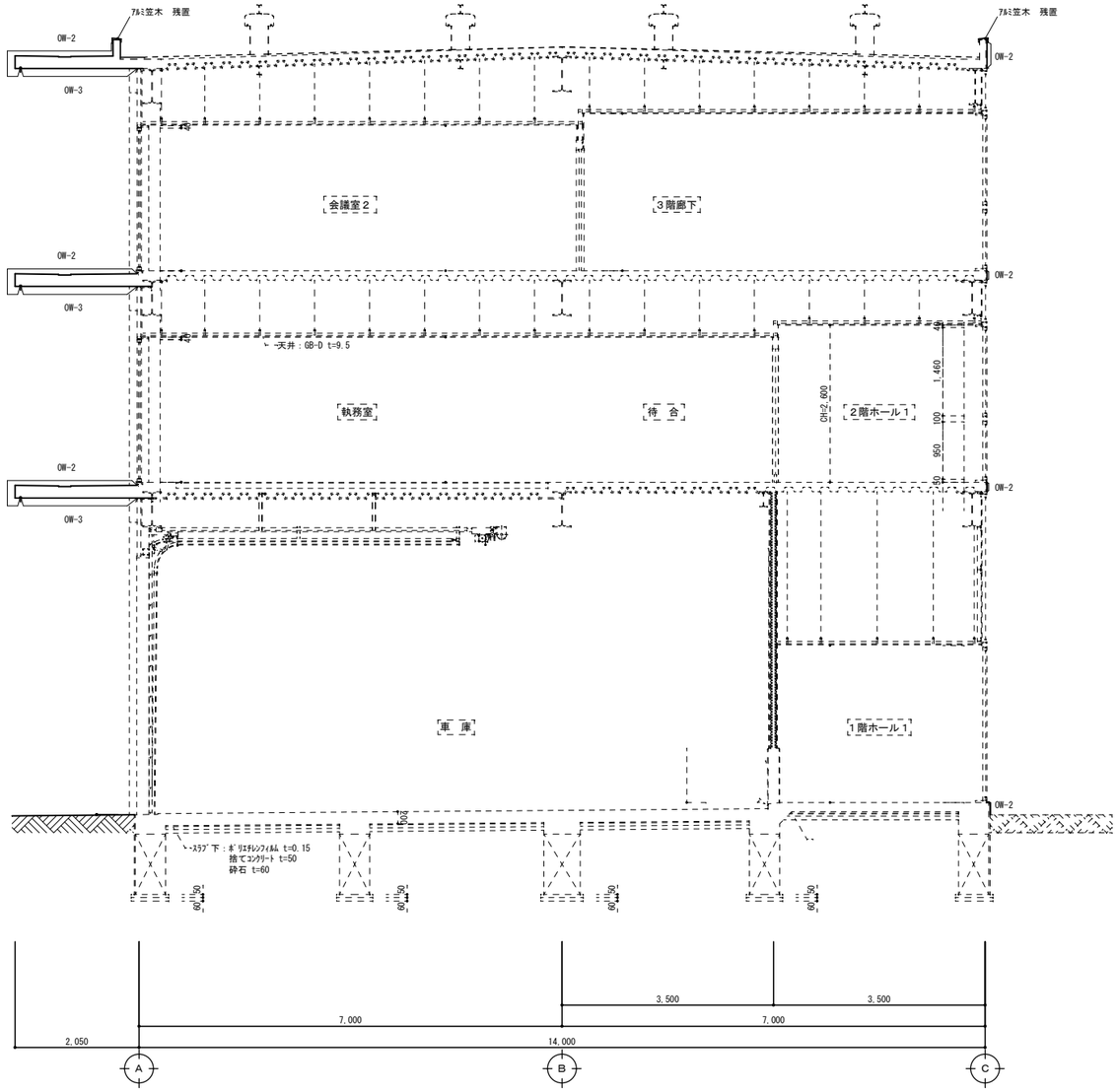

【凡例】

OW-2:高圧水洗＋外壁改修のうえ、ウレタン塗膜防水

OW-3:高圧水洗＋外壁改修のうえ、外装薄塗材E（C-1共）

工事名	岡山市西消防署高松出張所・高松地域センター外壁ほか改修工事					No. A-08 / A-	
図面名	断面図			縮尺	1/50		
岡山市　都市整備局　住宅･建築部　公共建築課				令和８年１０月			
課長	課長補佐	係長	課員	担当者	承認	検図	製図